

平成28年第5回玉名市農業委員会総会議事録

平成28年5月6日（金）午後2時 玉名市役所4階 会議室

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	清田 順次	4番	西畠めぐみ
5番	赤松 繁之	6番	横手 良弘	7番	井上 清晴	8番	松本 恒幸
9番	荒木 享二	10番	竹下 宏介	11番	浦谷 幸司	12番	志水 武保
13番	森川 正志	14番	下川 安	15番	平野 忠臣	16番	野澤 博幸
17番	高根 政明	18番	取本 一則	19番	中嶋 昭二	20番	斎藤 潔公
21番	田上 一	22番	小山久仁江	23番	中島 浩輔	24番	徳井 勝美
25番	田上 敏正	26番	高田 優子	27番	寺井 廣喜	28番	宇佐 勝則
29番	今上 公男	30番	平本 博	31番	永田 眞一	32番	出口 京子
33番	井本 義和	34番	尾池 秀實	35番	中村 亘	36番	丸山 陽治
37番	堀田 昌子	38番	村端 一弘				

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

0名

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 福田 高広 次長 二階堂 正一郎
参事 西山 美和 主事 野村 由香 主事 笠原大志郎

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

1名

議 題

第 30号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
第 31号 農地の賃借権設定許可申請について（3条許可分）
第 32号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第 33号 事業計画変更承認申請について（5条許可後）
第 34号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
第 35号 農用地利用集積計画の決定について
第 36号 農用地利用配分計画案の意見決定について

報 告

第 14号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）

1. 開 会

○事務局長（福田高広君） それでは、現在、委員総数38名中、ちょっと森川委員が遅れてらっしゃるようですが、現在37名の出席で、農業委員会会議規則第6条によりまして会議は成立しておりますので、平成28年第5回玉名市農業委員会総会をただいまより開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（福田高広君） 永田会長より挨拶をいただきまして、会議規則第4条により議長をお願いし、議事進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） 皆さん、こんにちは。このたびの未曾有の熊本大震災に遭遇いたしましたして、非常に怖い思いをお互いにしたわけでございます。犠牲になられた方々、そしてまた農業・林業・水産業と多岐にわたります被害を被ったわけでございますけれども、きょうはまだ森川委員がちょっと遅れておられますけれども、皆さんと全員出席のもとに総会が行われますことを本当に感謝申し上げます。まだまだ余震も続いておりますけれども、お互いに十分気をつけて今後やっていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。本日の議案は、議第30号より議第36号までの107件、報告第14号の28件が提案されております。慎重なる御審議かたよろしくお願いいたします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） それでは、本日の議事録署名委員は、23番の中島委員と24番の徳井委員をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、議事に入りたいと思います。

議第30号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

それでは事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 1ページからお願いします。

議第30号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成28年5月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、玉名市の申請人で、申請物件が玉名の畑261㎡を子へ贈与するもので

す。

2番、河崎と山部田の申請人で、申請物件が玉名の田853㎡を労力不足と経営拡張による売買です。

3番、立願寺と三ツ川の申請人で、申請物件が玉名の田1,808㎡を労力不足と相手方の要望による売買です。

4番、立願寺と三ツ川の申請人で、申請物件が玉名の田539㎡を相手方の要望と耕作便利による売買です。

5番、築地と岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の畑1,285㎡を労力不足と経営拡張による売買です。

6番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の畑873㎡外1筆、計913㎡を労力不足と耕作便利による売買です。

7番、熊本市東区と横島町の申請人で、申請物件が岱明町の田597㎡外1筆、計1,878㎡を妹へ贈与するものです。

8番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田546㎡を労力不足と耕作便利による売買です。

9番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田600㎡を親戚へ贈与するものです。

10番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田2,130㎡外3筆、計8,731㎡を子へ一括贈与するものです。

11番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑1,097㎡外1筆、計1,805㎡を子へ一括贈与するものです。

12番、小野尻と天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑96㎡外1筆、計323㎡を労力不足と経営拡張による売買です。

13番、熊本市北区と天水町の申請人で、申請物件が伊倉の畑331㎡を親戚に贈与するものです。

14番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑623㎡外5筆、計3,797㎡を子へ一括贈与するものです。

15番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の畑631㎡を相手方の要望と耕作便利による売買でございます。

以上15件、合計24,301㎡を御提案申し上げております。農地法第3条第2項の各号の禁止規定から申請内容を審査いたしました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、また地域の関係もみても問題ないこと、下限面積要件を超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断しました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま説明が終わりました。

受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたしますけれども、なお、15番については申請人が農業委員本人となっております。議事参与の制限がありますので、まず1番から14番までを審議し、その後15番を審議いたします。

それでは、1番、どうぞ。

○15番（平野忠臣君） 15番の平野です。

1番は子へ贈与のための申請です。譲受人は農家で米と野菜を作付けされており、許可後は申請地に野菜を作られる予定となっております、申請は問題ないと思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、2番、どうぞ。

○16番（野澤博幸君） 16番の野澤です。2番の件について説明いたします。

2番は経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、米・野菜・果樹を作付けされており、許可後は米を作られる予定となっております。申請は問題ないと思います。よろしく願いいたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、3番、4番は同一委員さんでございますので、続けてどうぞ。

○17番（高根政明君） はい、17番、高根です。3番について説明します。

23日、譲受人と共に現地を見ました。場所は温泉旅館竹水苑の東側になります。譲渡人の労力不足が主な理由であります。

申請物件は長い期間耕作がなされていない農地であります。農業振興のうえからも賛同できる案件でもあります。下限面積もクリアしており、許可すべきものと判断するところであります。以上です。

4番、続きまして4番について説明します。

今、先ほど説明しました3番の申請地に隣接している農地であります。譲受人は、3番議案と同一人物であります。この農地も長い間耕作がなされていない耕作放棄地であります。3番に同じく営農に対する意思に賛同する案件でもあり、許可すべきものと判断するところであります。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、5番、どうぞ。

○20番（斎藤潔公君） 20番の斎藤です。5番の案件について説明します。

譲渡人は長い間耕作をしておりませんで、譲受人の家の真ん前に1反3畝ぐらいの畑がありますが、それをこのたび譲受人が購入したいということです。譲受人は

1,000頭ぐらいの乳牛を飼育しております、農業を大々的にやっておられます。下限面積も満たしておりますので、許可相当というふうに考えます。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、6番、どうぞ。

○21番（田上 一君） 6番を説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は耕作便利、この物件は、譲渡人の御主人が亡くなって、譲受人も長年耕作しておられたわけですが、自分が作ができないために、よかならば買うて下さいという話があつて売買になったということでした。譲受人は耕作も大々的にやっておられるし、息子さんと夫婦で頑張っておられるので、何も問題はないと思いますので、許可相当と判断しました。よろしくお願いします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

それでは、7番、どうぞ。

○25番（田上敏正君） 25番の田上です。7番の件について説明したいと思いますが、この譲渡人、それから譲受人は、妹への贈与ということで何ら問題ないと思いますが、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

それでは、8番をお願いいたします。

8番、どうぞ。

○27番（寺井廣喜君） 27番、寺井です。8番の案件について説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は耕作便利ということです。下限面積も満たされており、何ら問題なく許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、9番、どうぞ。

○30番（平本 博君） はい、30番、平本です。

譲渡人と譲受人は親戚関係で、親戚への贈与ということで何ら問題なく許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、10番、11番は同一委員さんでございますので、続けてどうぞ。

○31番（永田眞一君） 31番、永田です。10番、11番の案件について説明いたします。

譲渡人と譲受人は親子関係で、子への一括贈与です。何も問題なく許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、12番、どうぞ。

○31番（永田眞一君） 31番、永田です。12番の案件は、譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張で、下限面積も満たしており、何も問題はなく許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。
それでは、13番、どうぞ。

○34番（尾池秀實君） 34番、尾池です。
譲渡人、譲受人は親戚です。親戚同士で何ら問題はないと思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。
それでは、14番、どうぞ。

○37番（堀田昌子君） はい、37番、堀田です。14番の案件について説明します。
譲渡人と譲受人は親子関係です。高齢で今まで頑張ってきたのですが、息子さんの定年退職を機に一括贈与されるものです。許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。
ただいま1番から14番まで、担当委員さんの説明が終わりました。
何か御意見、御質問ございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） はい、それでは御意見もないようでございますので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、1番から14番まで、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第30号は1番から14番まで許可することに決定いたしました。

それでは、ここで引き続き15番の審議に移りますけれども、申請人が農業委員本人となっておりますので、農業委員会法第24条並びに玉名市農業委員会会議規則第10条の議事参与の制限に基づき、委員の退席をお願いいたします。

— 21番 田上 一君 退室 —

それでは、15番について説明をお願いいたします。

○22番（小山久仁江君） 22番、小山です。15番の案件について説明します。

申請地の両隣が譲受人の耕作地であり、下限面積も満たしており、何ら問題なく許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。
ただいま担当委員さんの説明が終わりました。

何か御意見、御質問ございませんか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、15番を原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第30号15番については、許可することに決定いたしました。

○議長（永田知博君） それでは、次に、議第31号、農地法第3条、農地の賃借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 5ページをお願いします。

議第31号、農地の賃借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃借権設定許可申請について許可するものとする。平成28年5月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、寺田の申請人で、申請物件が津留の田4,224㎡を労力不足と経営拡張により、平成28年5月6日から5年間契約するものです。

2番、横島町と和水町の申請で、申請物件が横島町の田1,879㎡のうち1,534㎡を相手方の要望と経営拡張により、平成28年5月6日から4年間契約するものです。

3番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑6,071㎡を労力不足と経営拡張により、平成28年5月6日から5年間契約するものです。

以上3件、合計11,829㎡を御提案申し上げております。農地法第3条第2項の各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術並びに地域との関係をもみても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案いたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

説明が終わりました。

受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いしたいと思いますけど、1番いいですか志水さん。

はい、それでは、1番、志水さん、どうぞお願いします。

○12番（志水武保君） 13番、森川君のピンチヒッターで12番、志水です。

前原さんです、野田さんはおじさんと甥の関係だそうでございます、申請理由のとおり労力不足と経営拡張ということで、何ら問題ないそうでございます。そう聞いております。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、2番、どうぞ。

○25番（田上敏正君） 25番、田上です。2番の案件について説明します。

貸人は84歳と高齢で、相手方の要望です。借人は経営拡張で、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、3番、どうぞ。

○33番（井本義和君） 33番、井本です。3番の件の説明します。

この村上さんという人の後継者の人が急に亡くなられたそうで、貸人で、借りる人も同じ部落の人なので、・・・許可相当と思います。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

担当委員さんの説明が終わりました。

何か御意見、御質問などありませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 質問もないようでございますので、それでは採決に移ります。

農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第31号については、許可することに決定しました。

次に、議第32号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 6ページをお願いします。

議第32号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成28年5月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、大浜町と青野の申請人で、申請物件が大浜町の田1,987㎡外4筆、計5,238㎡を農業者年金受給のための再設定で、平成28年5月6日から10年間契約するものです。

以上、1件、合計5,238㎡を提案申し上げております。農地法第3条第2項

の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしていると判断し、提案申し上げております。

よろしく願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

1番について説明を、お願いします。

○12番（志水武保君） はい。農業者年金受給ということで、何ら問題ないかと思えます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、ただいま説明が終わりました。

何か御質問などございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第32号については、許可することに決定しました。

次に、議第33号、農地法第4条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 議第33号、農地転用後の事業計画変更承認申請について。

農地法第4条第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。平成28年5月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が築地の田317㎡で、備考欄にありますように当初貸住宅の予定でしたが、承継者から個人住宅との要望があり、計画変更するもので、次の議第34号8番と関連がございます。

以上1件、合計317㎡を提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査し、いずれも不都合のないものと判断し、提案申し上げております。地元委員さんと現地調査を行っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

説明が終わりました。

受付番号1番について、担当委員の説明をお願いいたします。

○5番（赤松繁之君） 5番、赤松です。1番の案件について説明します。

昨年、平成27年10月5日の本総会において、借家というか貸住宅2棟を建設予定でしたが、申請人の強い希望で、個人住宅地に変更ということです。場所は築山小学校の南側で、都市計画地域内で、木造2階建て、給水は市の上水道、生活排水は公共下水を利用し、雨水は既製の側溝へ放流するそうです。現地調査の結果、許可相当と思われます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

担当委員の説明が終わりました。

御質問、御意見ございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

農地法第4条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第33号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第34号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 議第34号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成28年5月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が六田の田307㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断いたしております。

2番、申請物件が松木の田380㎡で、転用目的は事務所でございます。農地区分は、都市計画法に定める用途区域内の農地で、第3種農地と判断いたしております。

3番、申請物件が松木の田600㎡で、転用目的が個人住宅及び共同住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断いたしております。

4番、申請物件が河崎の畑323㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区

分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断いたしております。

5番、申請物件が秋丸の田330㎡外1筆、計660㎡で、転用目的は建売住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

6番、申請物件が築地の田532㎡で、転用目的は宅地分譲です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断いたしております。

7番、申請物件が築地の畑216㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断いたしております。

8番、申請物件が築地の田317㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断し、先の議第33号1番と関連がございます。

9番、申請物件が伊倉の畑47㎡で、転用目的は個人住宅及び進入路です。農地区分は、JRまたは市役所が300m以内に所在する農地で、第3種農地と判断いたしております。

10番、申請物件が伊倉の畑344㎡外1筆、計644㎡で、転用目的は個人住宅及び進入路です。農地区分は、JRまたは支所が300m以内に所在する農地で、第3種農地と判断いたしております。

11番、申請物件が片諏訪の畑269㎡で、転用目的は宅地拡張です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断いたしております。

12番、申請物件が宮原の畑295㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断いたしております。

13番、申請物件が岱明町の田362㎡で、転用目的は共同住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

14番、申請物件が岱明町の田928㎡で、転用目的は共同住宅です。農地区分は、上下水管が埋設され、教育・医療機関が概ね500m以内に2つ以上ある農地で、第3種農地と判断いたしております。

15番、申請物件が岱明町の畑327㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断いたしております。

16番、申請物件が横島町の田1,803㎡で、転用目的は駐車場です。農地区

分は、JRまたは市役所が300m以内に所在する農地で、第3種農地と判断いたしております。

以上16件、合計8,010㎡を提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否かを審査しました。いずれも不都合のないものと判断しましたので提案申し上げます。

また、地元委員さんと同行のうえ現地調査を行っておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは説明が終わりました。

受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、2番、3番、続けてどうぞ。

○3番（清田順次君） 1番から3番まで、3番の清田が御説明申し上げます。

1番ですけど、転用目的は個人住宅建設に伴う農地転用でございます。場所は大門クリニックの南側というふうなところ位置しております。現地の南側が工務店の資材置場、事務所というふうなことでございます。西側と東側は現在農地というふうなところでございます。北側に市道が入るとというふうなことで、市道に側溝と公共下水、上下水道が完備をしたというふうなことで、現地調査の結果、何ら問題はなく、許可相当でございます。

2番でございますが、2番は譲受人が現在ですね、新聞販売業を行ってるというふうなことで、事務所は現在は高瀬にあるというふうなことで、今年6月に契約が解約になるというふうなことで、自宅の側に今回の隣接に、そこに事務所と作業場を建設を行うというふうなことの申請でございます。

場所はですね、松木の玉名市のし尿処理場の南側に位置しておりますが、南側に市道と、東と北側は農地というふうなことで、隣接地には擁壁を囲うというふうな計画で、給排水等も何ら問題はなく許可相当でございます。

3番ですが、場所はですね、松木の玉名市の浄化センター北側に位置しております。西と南側が住宅地と、東側は駐車場というふうなことで、北側に市道が入るとというふうなことでございます。申請地の東側に個人住宅を建てるというふうなことで、軽量鉄骨の2階建てというふうなことで、建築面積は約80㎡です。西側に軽量鉄骨の2階建ての4戸の共同住宅を建築すると。隣接地には何ら農地もなく、また給排水等も問題もないというふうなことで、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、4番、5番、どうぞ。

○4番（西畠めぐみ君） 4番、西畠です。4番の案件について説明します。

太陽光発電施設の申請です。申請地は、河崎のバス停のすぐ側で、北側が県道で東と西は建物が建って、南側は水路に面しておりまして、何ら周りに被害をおよぼすところはありません。境界にはブロックを埋設して、雨水については自然透水、そしてU字溝も設けるとのことで、何ら問題なく許可相当と思います。

続いて5番の案件について説明します。

申請地は、玉名立花線の秋丸の交差点より少し入ったところですが。転用目的は建売住宅で、平屋の2棟と及び通路の建設に伴う申請です。造成中の土砂の流出については、境界にブロックを積み、進入路と境界の間にグレーチング施工をし、土砂の流出を防止する計画とのことです。雨水は施設全体を芝生または砂利にして自然透水で、生活排水とかは北側の市道にされた公共下水道を設置して接続するとのことで、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、6番、どうぞ。

○5番（赤松繁之君） 5番、赤松です。6番の案件について説明します。

申請人は建設業で、宅地分譲とのことです。場所は、マルエイの南側ですね、築山小学校の南側の都市計画区域内で、分譲は3区画で、給排水はそれぞれ市の上下水道へ、雨水は地下浸透、できない分は側溝へ放流するというので、現地調査の結果、許可相当と思われます。

7番も8番もですか。

○議長（永田知博君） はい、7番、8番、お願いします。

○5番（赤松繁之君） 7番の件について説明します。

申請人は個人住宅を建設予定ということで、場所は玉名バイパスの北側で、ゴルフ練習場のT-SHOT玉名の東側です。周辺はほとんど家が建っていて、その一画で、給水は玉名の公共上水道ですね、雨水は雨水枡を設置して、余り水を市の側溝へ放流、生活排水と汚水は公共下水道へ放流ということです。現地調査の結果、許可相当と思われます。

それから8番は、先ほど第33号の1番で説明したとおりです。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。6、7、8と説明をしていただきました。

それでは、9番、どうぞ。

○11番（浦谷幸司君） はい、11番の浦谷です。9番と10番は関連しておりますので、同時に説明したいと思います。

○議長（永田知博君） はい、お願いします。

○11番（浦谷幸司君） 9番の譲渡人と10番の使用貸人の畑の境界ブロックが、少

し今度の測量の結果47㎡進入が判明、そのため10番の借受人が今度個人住宅進入路の一部となるため、使用借人が譲受人として許可を申請されたものです。

また、10番の貸人と借人は親子関係で、子どもさんのほうが家族が増えて、今度親の近くに家を建てたいということで探していたところ、申請の農地を今度宅地に申請されたわけです。

農地は第3種農地で、肥後伊倉駅から約100m内の農用地域外の農地で、周りには住宅や工場も建ち並ぶところです。この農地の一部は644㎡を建設敷地に申請ですが、進入路として181㎡あまりを差し引き、面積上限内で許可相当と思われます。上水道は西側市道本管により取り入れ、汚水、雑排水は合併浄化槽処理後、西側市道内の外設側溝へ放流されるそうです。雨水は敷地内に最終的に枡を設けて、汚水と合流させて放出するそうです。全ての条件をクリアしており、許可相当と思われます。

それから、11番の案件について説明します。

11番の件ですが、使用貸人と借人は義理の親子で、貸人が高齢で介護を必要となり、娘、借人の妻、夫婦で京都から移住ということで、現在の建物は古く狭いので増築の計画だそうです。申請地は住宅のすぐ前の農地で、区域外の農地ですので、事業面積が269㎡で、増築面積が113.69㎡だそうです。隣地の境界はブロック積みで土砂の流出防止、汚水、雑排水は合併浄化槽にて処理して流すそうです。雨水については、申請の東側に側溝を埋設し、水路に流すということでございます。全ての条件を満たしており、許可相当と思われますので、よろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、12番、どうぞ。

○12番（志水武保君） 12番、志水です。

この案件は2カ月ぐらい前に1回出ていたわけでございますけれども、関連してでておりましたけれども、貸人と借人は、貸人の孫娘の夫婦です。孫さんです。それで畑になっておりますけど現況はですね、今、農業倉庫といいますか納屋が建っております。それを隣の畑になおして、その跡地に個人住宅を建てるということで、廃土なんかは問題ないと思います。建てたあとの給水は市水を使って、排水は合併浄化槽で、東側に大きな道がありますけど、その既存の側溝に流すということで、問題はないと思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、13、14番、続けてお願いいたします。

○21番（田上 一君） 21番、田上です。13番、14番の説明をいたします。

場所は専大玉名高校の下の造成地です。2階建て共同住宅を計画、1棟14世帯

を計画されています。もちろん給水は上水道より給水、生活雑排水の処理は公共下水道へ接続して、雨水は道路側溝へ、雨水は地下浸透をさせるそうです。申請地の東と西は既に新築されていますので、隣接地に土砂が流れ込まないようにブロック塀とかを計画しておるとのことでした。隣接地に農地はありませんが、被害防除のために十分留意して工事にかかるそうですから、問題はないと判断しました。

14番です。14番は、場所的には県立玉名工業高校の南側の道路に面した土地です。この辺は借家の多いところですから、本件の申請地も木造2階建てのアパート10世帯を計画されています。もちろん給水は上水道より給水、生活雑排水、汚水は公共下水道へ接続し、雨水は道路側溝へ、また、溜め枡を設けて自然浸透させるそうです。また、被害防除計画としては、隣接の地権者と事業計画を説明して話し合っ、同意を得てから工事にかかるとのことでした。また、東側、西側に農地がありますので、コンクリート擁壁やブロック塀の2段から3段を・・・、被害が発生しないように十分注意して工事にかかるとのことでした。また、被害が発生した場合は、責任を持って速やかに対処するそうですから、何ら問題はないと判断いたしました。以上です。よろしくお願いします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、続きまして、15番、どうぞ。

○23番（中島浩輔君） 23番の中島です。15番の案件について説明いたします。

ここは第3種農地で、農用地区域外の第1種農地、住居専用の地域です。市道を挟んで目の前は高道小学校があり、隣には病院が隣接してあります。使用貸人と借人は親子関係であり、同じ敷地内に両親が住んでおります。申請の畑327㎡を個人住宅を建てるということで申請されております。給水は隣接する市道の下水道を利用されます。雑排水については、汚水も市道の下水道を利用され、雨水については雨水枡を設置し、市道の側溝に流す計画だそうです。周囲との間には少し2mほどの高台になっておりまして、以前から両親が建てたときから何ら問題もなく現在にいたっております。新築される個人住宅を建てられる分については、2mほどまたそれらの境から引いて、コンクリートブロックとかそういった材料で雨水対策をとって、被害が出ないようにされるようです。現地調査の結果、周囲との問題もないものと思いますので、許可相当と思います。よろしくお願いします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、16番、どうぞ。

○29番（今上公男君） 29番、井上です。16番の案件については、申請者が経営するスーパーの来客用駐車場が不足しているための申請です。申請地は国道501号線に接し、横島支所より300m以内にある第3種農地です。店舗の西側に隣接

しており、来客用駐車スペース36台分と店舗への納入用トラックの駐車場及び回転場所として利用することです。隣接農地との境界には、L型擁壁により土砂の流出を防ぎ、排水は雨水のみで、南側の水路に流す計画となっております。被害等はないものと思われ、現地調査の結果、本件は許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま1番から16番まで、担当委員さんの説明が終わりました。

それでは、御意見、御質問をお受けいたします。何か御意見、御質問などございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） それでは、ないようでございますので、採決に移ります。

農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第34号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第35号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 13ページをお願いいたします。

議第35号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。平成28年5月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

別紙、農用地利用集積計画（案）のとおり、市長より意見を求められております。今回は16ページから21ページまでの集積でございます。

所有権移転が7件33,658㎡、利用権設定が58件の186,271㎡、利用権転貸が1件の1,365㎡で、合計66件、221,294㎡の集積でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、御提案申し上げております。よろしく審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

御意見、御質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問はないようでございますので、採決に移ります。

農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は

挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第35号については、原案どおり決定することになりました。

次に、議第36号、農用地利用配分計画案の意見決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長(福田高広君) 22ページでございます。

議第36号、農用地利用配分計画案の意見決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見について、次のとおり決定する。平成28年5月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

別紙農用地利用配分計画案のとおり、玉名市長より意見を求められております。次の23ページの配分計画集計表のとおり、使用貸借が5件、2,715㎡で、合計5件、2,715㎡の配分でございます。配分計画案を決定することにより、農地中間管理機構が農地を貸し付けることとなります。以上でございます。

○議長(永田知博君) はい、事務局の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(永田知博君) 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

農用地利用配分計画案の意見決定について。原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第36号については、原案どおり意見決定することに決定いたしました。

-----○-----

5. 報告

○議長(永田知博君) 次に、報告第14号について事務局より説明を求めます。

○事務局長(福田高広君) 24ページでございます。

報告第14号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受領しましたので報告いたします。平成28年5月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田

知博。

24ページから31ページまでの28件、67,271㎡の解約通知書を受理しております。

以上、報告を終わります。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま事務局より報告がございましたけれども、何か質問などございませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 質問もないようでございますので、本日予定しておりました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

6. その他

○議長（永田知博君） その他に移ります。何か事務局ほうからその他ございませんか。

皆さんのほうから何かございませんでしょうか。

（なしの声）

-----○-----

7. 閉 会

○議長（永田知博君） それでは、慎重なる御審議をいただきましてまことにありがとうございました。

これをもちまして農業委員会総会を閉会いたします。

どうも長時間にわたりましてお疲れさまでした。ありがとうございました。

-----○-----

閉 会 午後3時06分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成28年5月6日

玉名市農業委員会会長 永田 知博

農 業 委 員 中島 浩輔

農 業 委 員 徳井 勝美